

平成 29 年 4 月 21 日

農林水産関係団体 各位

農林水産省
国税庁
中小企業庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について
(協力依頼)

平素から、農林水産行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 85 号) の成立により関係法令の一部が改正され、平成 31 年 10 月に軽減税率制度が実施されることとなりました。

これを受けて、昨年 12 月 26 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととしております。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれでは、改めて、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴団体ホームページ(国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等)を通じ、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- 特集-消費税の軽減税率制度(政府広報オンライン):
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- 消費税の軽減税率制度について(国税庁):
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- 軽減税率対策補助金(軽減税率対策補助金事務局):
<http://kzt-hojo.jp/>

2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

貴団体傘下の各団体におかれましては、税務署や市町村等が開催する説明会の日程の案内にご協力いただくほか、必要に応じて各地域の税務署や商工会・商工会議所等の中 小企業団体と連携を図りつつ、貴団体傘下の各団体主催の説明会を開催いただくようお願ひいたします。

また、傘下の各団体及び事業者の皆様からの相談に対応するための窓口設置など、必要な支援体制を構築いただくとともに、内容に応じて国の相談窓口にお取り次ぎいただくようお願ひいたします。

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
(受付時間) 8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
(受付時間) 9:00～17:00（土・日・祝除く）
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合せ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
(受付時間) 9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 都道府県別の消費税軽減税率制度実施協議会への参加

上記1. 及び2. で実施する広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・地方を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」（別紙）を都道府県ごとに組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図ることとしております。

本協議会の事務局は、都道府県商工会連合会にご担当いただく予定ですが、傘下の各

団体等に対しまして、事務局からの案内がございましたら、本協議会へ積極的に参加いたたくようご連絡をお願いいたします。

4. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、アンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願ひいたします。

○本件問い合わせ先

農林水産省食料産業局企画課（金融税制班）

西澤、原、古川

電話 03-3502-8245

都道府県消費税軽減税率制度実施協議会について

1. 趣 旨

消費税の軽減税率制度の実施に当たり、事業者の準備が円滑に進むよう、都道府県単位で、関係団体と関係行政機関の緊密な連携のもと、消費税の軽減税率制度及び中小企業・小規模事業者等の支援措置に関する必要な情報の共有等を行うための協議会を設置するもの。

2. 構 成 員

民間団体：農業協同組合等業界団体、商工会、商工会議所等経済団体、法人会等税務関係団体 等

行政機関：国税局、経済産業局、都道府県、その他必要に応じて関係省庁の地方支分局 等

事務局：都道府県商工会連合会（本協議会に係る事務を担う）

3. 活動内容

- (1) 消費税の軽減税率制度及び事業者支援措置に関する説明会の開催予定及び実施状況等の共有
- (2) 各種広報資料の連絡・共有
- (3) 制度等に関する問い合わせや相談事項等の共有
- (4) 他団体等の参考となる取組み事例等の共有
- (5) その他